

国民年金

Q&A

保険料の納付が

困難なときは？

Q 病気のため働けませんが。保険料を納められないが、どうすればいい？

A 国民年金は、20歳から60歳になるまで40年間の保険料を納めることが必要ですが、納めることが困難な人の場合を考慮して、保険料を免除する制度があります。（申請して審査で承認を受けることが必要です。審査は前年の世帯全体の所得や資産の状況を参考に行われます。）免除を受けた期間については、老齢基礎年金の年金額は1/3になります。10年以内に保険料をさかのぼって納める（追納）と年金額は通常にもどります。



A 学生の納付特例制度があります。届出（申請）をして承認を受ければ、

在学中の保険料が後払いできる仕組みです。老齢基礎年金の額には反映されませんので、保険料を10年以内に追納されることをおすすめします。

Q 収入のない学生も保険料を納めるの？

※申請免除も学生納付特例も、承認されると申請のあった月の前月から年度末までが、未納ではなくなります。4月からの適用を希望される場合は5月末までに申請される必要があります。

（問い合わせ・申請窓口）
住民課国民年金係
☎43-0211

国保 コーナー



国保の加入と脱退

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人などを除くすべての人が、国保の加入者（被保険者）となります。

●● 国保に加入する人 ●●

- ◆お店などを経営している自営業の人
 - ◆農業や漁業などに従事している人
 - ◆退職して職場の健康保険などをやめた人
 - ◆パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
 - ◆外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在すると認められた外国人
- 国保では1人ひとりが被保険者です



国保では未成年者や幼児、世帯主や家族の区別なく、みんなが平等に加入します。

●● 国保に加入する日・やめる日 ●●

以下のときは**14日以内**に届け出をしましょう。

国保に加入する日 (国保の資格が発生する日)	国保をやめる日 (国保の資格がなくなる日)
<ul style="list-style-type: none"> ●他の市区町村から転入した日 (職場の健康保険などに加入していない場合) ●職場の健康保険などをやめた日 (退職日の翌日) ●子どもが生まれた日 ●生活保護を受けなくなった日 	<ul style="list-style-type: none"> ●他の市区町村へ転出した日の翌日、またはその日 ●職場の健康保険などに加入した日の翌日 ●死亡した日の翌日 ●生活保護を受けはじめた日

“なに？なに？介護保険 おしえて！介護保険” 第20回

質問

今年度の介護保険料の納付はどうなるのですか？

回答

今年度の介護保険料は、昨年の所得状況により7月に決定しお知らせする予定になっています。

特別徴収者については年金の振込時に8月までは12年度と同額の金額が介護保険料として差引かれます。10月以降は決定した介護保険料により差引かれます。

普通徴収の方は7月の介護保険料決定後、納付書又は口座引落としにより納付頂くのですが、納付月は7月、8月、9月、11月、1月、3月の月末となっております。

詳しくは、7月の広報及び介護保険料決定通知書を送付する際に説明書等を同封いたします。

なお、今年10月からは特例措置（介護保険料を半額にする措置）終了により介護保険料は全額の納付となります。